

(別紙報告書)

**取り組み内容 タイトル**

農地付き空き家バンク登録予定の農地の指定（遊休農地の解消と新規参入支援、及び担い手へのあっせんの取り組み）

令和4年10月

市町名 那須烏山市

**【市町・地域の概要】**

- ・農地利用集積 43.9%
- ・遊休農地面積 80ha
- ・認定農業者 176人

**【取組前の状況・課題等】**

・市全体の人口減少に伴い、空き家が増加するなかで、農地が付随している物件も少なくはなく、空き家とともに農地を処分したいが、出来ない状況にあったので、空き家バンク担当部署と連携し、この問題を解決するため、農業委員会において、「農地等の権利移動の制限に関する別段面積及び空き家に付随する農地の権利取得の取扱い基準」を設置し、実施している状況。

**【取組内容】**

・空き家バンクに農地付き空き家として登録するには、農地付き空き家の農地として農業委員会の指定（30a未満、中山間地は20a未満）を受けないとならないため、慎重な書類調査及び現地調査を調査担当農業委員、地区担当農業委員、地区担当農地利用最適化推進委員及び事務局とで実施する。



**【今後の展開と方向】**

・「農地等の権利移動の制限に関する別段面積及び空き家に付随する農地の権利取得の取扱い基準」の周知拡大を図る。

⇒市HPの空き家バンクのページに上記概要の記述も載せている。

⇒市内に固定資産がある市外在住の方々に固定資産税納付書の送付時に上記案内書を同封。

**【これまでの実績】（令和2年1月1日施行）**

令和元年度

- ・ 2件 2,895.47 m<sup>2</sup>指定 → R3.2 (596 m<sup>2</sup> : 3条申請許可)  
R4.1 (2,299.47 m<sup>2</sup> : 3条申請許可)

令和2年度

- ・ 2件 3,740.00 m<sup>2</sup>指定 → R2.7 (2,645 m<sup>2</sup> : 3条申請許可)  
R3.4 (1,095 m<sup>2</sup> : 3条申請許可)

令和3年度

- ・ 3件 2,374.00 m<sup>2</sup>指定 → R4.6 (1,944 m<sup>2</sup> : 3条申請許可)

令和4年度（10月現在）

- ・ 2件 3,032.00 m<sup>2</sup>指定

※中間管理機構では取り扱ってもらえない農地で、売りたい、貸したい、買いたい、借りたい等のリストを農業委員会において管理し、必要に応じあっせん及び紹介をしている。現に農地付き空き家を取得した方々の内、2名が他の農地を借り求め、新規就農し、1名はその地区の営農団体の中に入り、農業の知識を得たうえで他の農地を借り求め、新規就農を目指している。